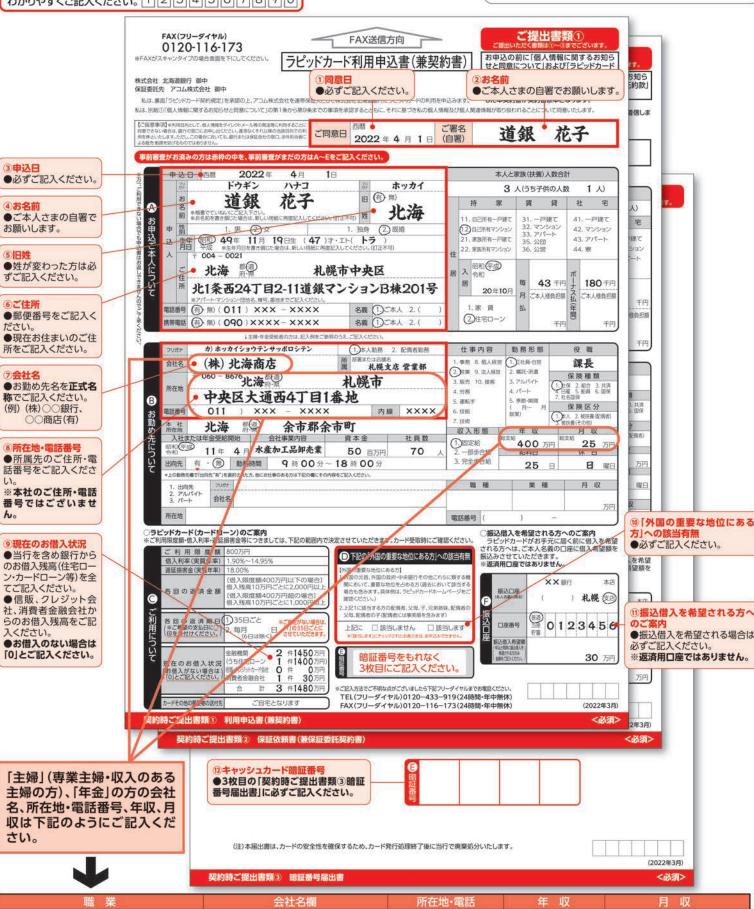
北海道銀行 ラピッドカード申込書類ご記入例

- 必ずお申込になるご本人さまがご記入ください。
- ●記入例をご覧になり、ボールペンで強くご記入ください(複写の為)。
- ●6枚目の「個人情報に関するお知らせと同意について」をお読みいただいた上で、ご記入ください。
- ●お客様控(5、6枚目)は大切にお持ちください。

專業主婦

主婦でパート・アルバイト収入のある方

数字のご記入は わかりやすくご記入ください。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ●ご融資を電話で受付けする場合、必ず私どもがお客様の個人情報及び個人関連情報の取扱いについて、口頭でご説明申し上げ同意をいただいております。またその際、後日同意の有無の確認を可能とするため、お客様との電話の内容を録音し、所定の期間保存いたしますので、ご了解願います。



主 婦

パート・アルバイト先の正式会社名

国民年金、厚生年金、共済年金など

世帯年収

本人年収

年間合計受給額

記入不要

パート・アルバイトの月収

年間合計受給額÷12

記入不要

所属先の住所・電話

記入不要

FAX(フリーダイヤル) 0120-116-173

※FAXがスキャンタイプの場合表面を下にしてください。

FAX送信方向

ラピッドカード利用申込書(兼契約書)

株式会社 北海道銀行 御中 保証委託先 アコム株式会社 御中

※万一、ご利用できない場合でも申込書はお返しできませんのでご了承ください

お申込の前に「個人情報に関するお知ら せと同意について」および「ラピッドカード 契約規定」をよくお読みください

-③までございます

*通帳お届け印等の押印は不要です。
*FAXでご送付いただいた場合は、当行に着信しました本契約書が契約書原本となります。

私は、別紙①「個人情報に関するお知らせと同意について」の第1条から第9条までの事項を承認するとともに、それに基づき私の個人情報及び個人関連情報が取り扱われることについて同意いたします。

【ご留意事項】※利用目的として、個人情報をダイレクトメール等の発送等に利用することに
同意できない場合は、銀行の窓口にお申し出ください。遅滞なくそれ以降の当該目的での利
用を停止いたします。ただし、この場合においても、銀行または保証会社の窓口、渉外担当者に
よる販売-勧誘を妨げるものではありません。

7"同辛口	西暦				ご署名
ご同意日		年	月	B	(自署)

事前審査がお済みの方は赤枠の中を、事前審査がまだの方はA~Eをご記入ください。

私は、裏面「ラビッドカード契約規定」を承認の上、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社北海道銀行にラビッドカードの利用を申込みます。

	申	込	日 西暦 年 月	В				本人	と家族	(扶養)人	数合言	t	
		フリ ガナ			フリ ガナ				人(=	うち子供	の人数	ţ	人)
A		お名			18	(有・無)	9	持 家	1	賃	貸	社	主 宅
		前	※楷書でていないにご記入下さい。 ※お名前を書き損じた場合は、新しい用紙に再度記入	してください。(訂正不可)	姓		11.	自己所有一戸建	110	1. 一戸刻	45.00	41	. 一戸建て
申	申	性別	1. 男 2. 女	1.	独身	2. 既婚	12.	自己所有マンショ	/	2. マンシ 3. アパ-		42	2. マンション
お申込ご本	込人	指	年 昭和 年 月 日生 平成 ※生年月日を書き損じた場合は、新し	()才・エト())用紙に再度記入してくた	ざい。) (訂正不可)		家族所有一戸建 家族所有マンショ	3.	5. 公団6. 公営	10		3. アパート 1. 寮
人について		ご住所	ャー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー				7	昭和·平成 令和 年	毎日		千円	ボーナフ	千円
C	Sannand.		※アパート・マンション・団地名、棟号、番地までご記え		Na National Co.	100 October 100 Oc		vers one	H	ご本人相	負担額	人払(ご本人様負担額
	電話	番号	(有・無)() -	5	名義	1. ご本人 2. ()		. 家 賃	払			(年間)	
	携帯	電話	(有・無)() -		名義	1. ご本人 2. ()	2	. 住宅ローン			千円		千円
			↓主婦·年金受給者の方は、	己入例をご参照のうえ、ご言	2入<た	ささい。							5
	フリ	ガナ		1	. 本人	、勤務 2. 配偶者勤務	仕	事内容	勤務	形態		役	職
	会社	t名		所属	署また	は店舗名		8. 個人経営	1. 正社)				
	=r+	-111.	市 ー 都·道 府·県	11-0					 嘱託 アル/ 				種類 組合 3.共済

	5.5000000000000000000000000000000000000						(5,0,000)	2000 200	the it a ten and are					3777	(i)
	会社名					所属	部署また	たは店舗名			1. 事務 8. 個人経営	4200 140 170 180 170 170 170			
		Ŧ	-		都·道					_	2. 営業 9. 法人経営	2. 嘱託·派遣		保険種	類
3	所在地				府·県						3. 販売 10. 接客 4. 労務	3. アルバイト 4. パート 5. 季節・期間		保 2. 組合 雇 5. 船員 名国保	3. 共済 6. 国保
	電話番号	1		ă.				内線		_	5. 運転手 6. 技能	(月~ 月		保険区	分
うかりも	本社	· V		都・道				P 3 49K		_	7. 技術	就業)		人 2. 被扶 扶養(その他	養(配偶者) !)
5 I	所在地			府·県							収入形態	年 収		月	収
E	入社	たは年	金受給開	開始	会社事業内容	j	金本章		社員数		1. 固定給	総支給		支給	
	昭和·平 令和	成	年	月			-	百万円			2. 一部歩合給	万 給料日	H	休	万円
1	Durantumate of	1000000	600	to the same	name a	97.0	CONTRACT TO	3万円				和什么		1/1	
1	出向先	有·	無	勤務時間	時	分~	時	分			3. 完全歩合給				曜日
-	*上の勤務9	・ 欄で「出向!	先"有"」を選	択された方、他に	お仕事のある方は下記の	の欄にその内容をご記	入ください	l _o			***	20			
	1. 出向	先	フリガナ								職種	業 種		月	収
	2. アル 3. パー		会社名												
															万円

○ラピッドカード(カードローン)のご案内

所在地

※ご利用限度額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。

	ご利用限度額	800万円
	借入利率(実質年率)	1.90%~14.95%
	遅延損害金(実質年率)	18.00%
⊙ ∵	各回の返済金額	(借入限度額400万円以下の場合) 借入残高10万円ごとに2,000円以上 (借入限度額400万円超の場合) 借入残高10万円ごとに1,000円以上
し利用につ	各回の返済期日 (※ご希望の支払日に〇 (印をお付けください。)	1.35日ごと **ご指定がない場合は、 2.毎月 日 「1」の35日ごとに (6日は除く) させていただきます。
いって	現在のお借入状況 (お借入がない場合は (<u>[0]とご記入ください。</u>)	金融機関 件 万円 (うち住宅ローン 件 万円) (動・クレジットカード会社 件 万円 消費者金融会社 件 万円 合 計 件 万円
	カードその他の郵便物の送付先	ご自宅となります

▶ 下記の「外国の重要な地位にある方」への該当有無

【外国の重要な地位にある方】

1.外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機 関において、重要な地位を占める方(過去において該当する 場合も含みます。具体例は、ラピッドカードホームページをご 確認ください。)

2.上記1に該当する方の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の 父母、配偶者の子(配偶者には事実婚を含みます)

上記に □ 該当しません □ 該当します ※「該当します」にチェックされたお客さまは、お申込みできません

暗証番号をもれなく 3枚目にご記入ください。

※ご記入方法でご不明な点がございましたら下記フリーダイヤルまでお電話ください。	
TEL(フリーダイヤル)0120-433-919(24時間・年中無休)	
FAX(フリーダイヤル)0120-116-173(24時間・年中無休)	

○振込借入を希望される方へのご案内

ラピッドカードがお手元に届く前に借入を希望 される方へは、ご本人名義の口座に借入希望額を 振込みさせていただきます。

※返済用口座ではありません。

)

電話番号

	APT N and also		銀行	本店
0	振込口座(本人名義に限る)	()	支店
振込口の	口座番号	普通 当座 貯蓄	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
座	振込借入希望額 (申込と同時に振込借入を) 希望される方のみ 金額をご記入ください。/	_		万円

_	_	_	_	_	_	

FAX(フリーダイヤル) 0120-116-1*7*3

※FAXがスキャンタイプの場合表面を下にしてください。

【ご留意事項】**利用目的として、個人情報をダイレクトメール等の発送等に利用することに同意できない場合は、銀行の窓口にお申し出ください。遅滞なくそれ以降の当該目的での利

用を停止いたします。ただし、この場合においても、銀行または保証会社の窓口、渉外担当者に

FAX送信方向

ラピッドカード保証依頼書(兼保証委託契約書)

年

月

保証委託先 アコム株式会社 御中

よる販売-勧誘を妨げるものではありません。

私は、株式会社北海道銀行とラピッドカードの取引を行うについて、貴社にその保証を依頼いたします。承認を受けましたうえは、裏面の保証委託 約款の各条項に従い、債務弁済の義務を履行いたします。

"提出書類② ご提出いただく書類は①~③までございます。

お申込の前に「個人情報に関するお知ら せと同意について」および「保証委託約款」 をよくお読みください

ご署名

(自署)

*通帳お届け印等の押印は不要です。
*FAXでご送付いただいた場合は、当行に着信しました本契約書が契約書原本となります。

私は、別紙①「個人情報に関するお知らせと同意について」の第1条から第9条までの事項を承認するとともに、それに基づき私の個人情報及び個人関連情報が取り扱われることについて同意いたします。

西暦

ご同意日

						-							4									
※			込	日 西暦		年	F		\Box							4	人と	家族	扶養)人	、数合記	t	
			フリガナ							フリ ガナ							75	人(ラ	ち子供	の人数	Į.	人)
※万二ご利用できない場合でも申込書はお返しできませんのでご了承ください。			お名							18	(有・無)			3	寺 豸	₹	1	貢	貸	社	宅
ないお			前	※楷書でている ※お名前を書き	aいにご記入了 を損じた場合は	うさい。 は、新しい用	紙に再度記入	してくださ	だい。(訂正	不可) 姓					11.	自己所有一声	建て	31	,一戸建	₽C	41	. 一戸建て
場合で	#	₽	性別		1. 男	2. 女				1. 独身	2. 艮	死婚			12.	自己所有マン	ション		2. マンシ 3. アパー		42	. マンション
い場合でも申込書はお申込ご本	辽	Δ	告	田和 平成	年	月ま場がた	日生 場合は、新しい	The same and the)才・エ) (到证本可)				10142	家族所有一种		35	5. 公団	-1-0		. アパート
本	人	1	,,,,,	Ŧ -	* ***//**	盛む頂のた		7/13/84/IC-1-	3/32/06/11/0	C \/CC V 10	(9)112/1/01/			住	22.	家族所有マン	ンヨン	36	5. 公営		44	. 寮
人につい			ご		都·道府·県									居	, A	昭和·平成					ボ	
できまり			住所		No. 5									/6	居	令和		毎		千円	1	千円
せんの				*アパート・マ	アバンコンル団地	タ 姉長 署	を地までご記え	ください						- 1		年	月	月	ご本人様	負担額	ス払	ご本人様負担額
のでご	電	話者	号	(有・無)()	LIVE JVB	-	· vicco	• :	名義	1. ご本	人 2.()		1	家賃		払			(年間)	
承く	携	帯電	話	(有・無)()		5111.2			名義	1. ご本	人 2.()		2	住宅ロー	ン			千円		千円
ださい					↓à	婦·年金受	給者の方は、証	己入例をご	参照のう	え、ご記入くた	さい。				1							
	7	フリガ	j t							1. 本人	、勤務 2	. 配偶者勤	務		仕員	事内容	至) 務	形態		役	職
	会	会社	名						P		は店舗名			1.	事務	8. 個人経営	ğ 1.	正社員	i·自営			
				₹ -		都・	道		n	-0				54		9. 法人経営	5000	嘱託.	SSA 67		保険	種類
	所	近在	地			府•	県							1 37	販売	10. 接客	010	アルハ	0.00	1. 社位 4. 日期	呆 2. 霍 5.	組合 3.共済船員 6.国保
B														5.	運転	F	5.	季節·			名国保	区分
お	電	話番	号	()		.=				内線				技能		就	月- 業)	~ 月	10.10.00		被扶養(配偶者)
勤め	本所	下在:			都•									3.0	技術	形態		年	収	3. 被	夫養(そ	の他)
お勤め先につい		-	-	たは年金受	給開始	Ê	社事業内	3		資本金	-	社員数		200	. 固定	Anaman n	総支給		万	四 総式		万円
2	令	部和		ni ś	月月					Ē	5万円		人	2	. 一部	歩合給		給料		1	1	木日
	出	油:	先	有・無	勤務日	時間	時	分	~	時	分			3	. 完全	歩合給			- 1	В		曜日
-				た欄で「出向先"有"	がナ	が、他にお仕	事のある方は下	己の欄にそ	の内容をご	記入ください。	i.				E	哉 種			業 種			月収
			アル	バイト	*** : 1名											以 1主			木作			7 4
		3.	//-		10									L								万円
	所	f在:	地											電	話番	号 ()		æ		
				ド(カードロ			-4 T53	ATT TO 14				L INTERNA	- 1	T / +	W-4-1 A				望され			
жc				借入利率·遅延 用限度額			ては、下記の)範囲内	で決定さ	せていた		カート受取的 行使用欄〉		さくだ	こさい。							こ借入を希望 昔入希望額を
		_		区(実質年率)						本申込人	charac	ドカード利用		適当	غك				だきま ありま			
	遅	延	員害	金(実質年率)	18,00%					認めます	ので、貴社	土との契約に	に基づき	き、保	部	A KOIA	ты	= = 10	200.75	C/0°		
	47		1 1	海这么的)万円以下の ごとに2,00			を依頼しる	ます。						E:2 C	rate:		銀	行	本店
0		7 C	(0)	返済金額)万円超のは ごとに1,00			保証申請	吉嫍			万円			辰込口 人名義に		()	支店
-					旧八次同	ינורנטי			7	水血中	月日只		,	בונ		1.5						

株式会社 北海道銀行 ラピッド支店

支店長

1.35日ごと

2. 毎月

金融機関

(うち住宅ローン

消費者金融会社

信販・クレジットカード会社

月 日 (6日は除く)

各回の返済期日 /※ご希望の支払日に〇/

※C布望の支払日に○ 印をお付けください。

現在のお借入状況 (お借入がない場合は) 「O」とご記入ください。)

カードその他の郵便物の送付先

※ご指定がない場合は、 [1]の35日ごとに させていただきます。

万円

万円

万円

万円

万円

件

件

件

件

件

ご自宅となります

(2022年3月)

万円

普通

当座

貯蓄

込口座

(ED)

※ご記入方法でご不明な点がございましたら下記フリーダイヤルまでお電話ください。 TEL(フリーダイヤル)0120-433-919(24時間・年中無休)

FAX(フリーダイヤル)0120-116-173(24時間・年中無休)

口座番号

振込借入希望額 申込と同時に描込借入を 希望される方のみ

金額をご記入ください。



ラピッドカード暗証番号届出書

申	込 E	3 1	西暦				年		F		E							
	フリ ガナ			4011103		manna.					8323380			フリ ガナ		10000	045118040	
	お名前	※楷書	でていれ 前を書き	ねいに き損じ	ご記入た場合	下さいま、新	小田報)。	形で再度	記入	してくだ	7*L\.	(訂正不		旧姓	(有・	無)		
ı	性別		100 000 1000	۹.	A32502	2.	0.0		inter, s				1. 独	身	2	. 既	昏	
_	生年 月日		和成		年 年月日を		月 損じた場	日会 場合は、	200	()用紙に		・エト 3入して		EL10) (訂正不	可)		
	ご住所	T	-		都・府・									- 300 000 0				

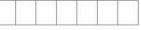
暗証番号をもれなくご記入ください。

【下記のような推測されやすい暗証番号は使用できません】

項目	内 容
同一番号	0000、1111、2222、3333、4444、5555、6666、7777、8888、9999
連続番号	0123、1234、2345、3456、4567、5678、6789、 7890、0987、9876、8765、7654、6543、5432、 4321、3210
生年月日	① 生年月日の「月」+「日」 (例):6月17日⇒「0617」 ② 生年月日の「和暦」+「月の下1桁」+「日の下1桁」 (例):昭和49年06月17日⇒「4967」 ③ 生年月日の「和暦の下1桁」+「月の下1桁」+「日」 (例):昭和49年06月17日⇒「9617」 ④ 生年月日の「和暦の下1桁」+「月」+「日の下1桁」 (例):昭和49年06月17日⇒「9067」
電話番号	電話番号の下4桁 例:ご自宅の電話番号が [261-7111]の場合、7111など



(注)本届出書は、カードの安全性を確保するため、カード発行処理終了後に当行で廃棄処分いたします。



個人情報に関するお知らせと同意について

第1条(個人情報及び個人関連情報の収集・保有・利用[利用目的等])

第1条(国人)育報及び国人関連背報の収集・休育・利用[利用日的寺]/ 1.お客さまが電ご融資を申込み又は契約するにあたりご記入もしくは申告いただいた個人情報®2(審査・ご融資後に生じる個人情報®2)は第二者から提供された個人関連情報等を株式会社北海道銀行(以下、銀行という)及び当該ご融資にかかる保証会社(以下、保証会社という)は、次の法令に定められた全ての業務並びに利用目的の達成に必要な範囲で取得、保有・利用することがあります。尚、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

(1) 業務内容

- 場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
 (1) 業務内容
 ① 銀行の業務
 。 指金業務、為替業務、融資業務、両替業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務。
 b 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務。
 c.その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務。(今後取扱いが認められる業務を含みます)
 ② 保証会社の業務
 (保証業務
 (2) 利用目的
 ① ご融資申込み(保証委託契約の申込みを含みます。)や継続的なご利用に際しての銀行並びに保証会社の与信判断及びご融資後の管理のため。
 ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、当該ご融資、特定の預金・その他金融商品やサービスをご利用いただく場合の適合性の判断や資格等の確認のため。
 ③ 方信事業に際して、銀行並びに保証会社が加盟している個人信用情報機関を4に個人情報を登録しく銀行以外の会員企業に個人情報を登録しく銀行以外の会員企業に個人情報を登録しく銀行以外の会員企業に個人情報を登録して、銀行並びに保証会社が加盟している個人信用情報機関のか必要な個人情報をでは、銀行政では保証会社が通切に業務を遂行するうえで必要な範囲内での個人情報の第三者への提供。※5

- - お客さまとは、当該ご融資の申込者を指します。 お客さまとは、当該ご融資の申込者を指します。 お客さまが申込書等にご記入された事項。例えば、氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号(メールアドレスも 含みます)、勤務先、案族構成(ご家族の個人情報も含みます。)、収入状況、資産負債に関する情報、住民 が以家及び契約の条項例えば、契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払開始後 の利用残高、月々の返済状況等を指します。(銀行及び保証会社が収集したプレジット利用履歴及び過去 の債務の返済状況等を指します。(銀行及び保証会社が収集したプレジット利用履歴及び過去 の債務の返済状況等を指します。(銀行及び保証会社が収集したプレジット利用履歴及び過去 何度にする情報を指します。一般に対している方はその事業に関する 確定申告等を含めた情報も含みます)、健康保険証、源泉徴収票等(ご家族の個人情報[氏名、生年月日 等)が含まれている場合はそれも含みます)。又、電話帳、住宅地図、官報等の一般に公開されている情報を 含みます。 個人信用情報機関に関する個人情報の取得・利用・提供にかかる詳細は、第3条(個人信用情報機関)に よります。
 - **%3**

 - 1個人自由刊刊等取取[R]に区グラ 1個人 (日本)とよります。 第三者提供に関する詳細は第2条(銀行における個人情報の第三者提供)によります。 既往ご融資の契約日、商品名、残高、期間、金利等及び預金を含む各種金融商品の残高、期間等並びに 取引状況(ご預金の明細を含みます)。

第2条(銀行又は保証会社における個人情報の第三者提供)

- 第2条(銀行又は保証会社における個人情報の第三者提供)
 1.銀行又は保証会社がお客さまからお預かりした個人情報を第三者に提供する場合には、第1条の利用目的の範囲内において安全管理措置を開したうえで行います。銀行又は保証会社が行う銀行は保証会社の個人情報の第一者への提供***・とは、法令等で特に求められる場合及び個人信用情報機関への提供を行うまからまかった場合、は、第1条の利用目的の範囲会社であります。(1)銀行の申込者(債務者)の委託を受けて保証人となっている保証会社(信用保証会社、カード会社、消費者金融会社を制力的目的のため銀行への個人情報の提供。(2)保証会社の銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、第1条における利用目的のため銀行への個人情報の提供。(3)お客さまが各種ご融資の申込手能をを委託した場合の銀行又は保証会社の委託先への個人情報の提供。(4)債権銀速の申詢協議デュー・デリジェンスにおける相手先・格付機関・会計事務所等への銀行又は保証会社の個人情報の提供。(結果的に譲渡が行われなかった場合を含みます。)
 (5)サービサー等への債権管理回収業務委託に伴う業務上の必要な範囲内での銀行又は保証会社のサービサー等への個人情報の提供。(サービサー等から個人情報の提供を受ける場合もあります。)
 (6)個人融資等の債権を債権譲渡又は証券化の形式で他の事業者等へ移転する場合に、当該債権譲渡又は証券化に必要を範囲内でかつ債権管理回収等の利用目的において銀行文は保証会社がお客さまの個人情報を債権譲渡と又は証券化のため設立された特定目的会社等に提供すること。
 (7)銀行又は保証会社の法令等(強制力を特定目の会社等に提供すること。)
 (7)銀行又は保証会社の法令等(強制力を持定目の会社等に提供すること。)
 (7)銀行又は保証会社が公共の利益のために必要と判断した場合をもかります。とお話りする場合があります。ただし、その場合、ご融資のお申込みまたは契約(現在契約中のものを含みます。)をお話りする場合があります。だし、その場合、ご融資のお申込みまたは契約(現在契約中のものを含みます。)をお話りする場合があります。

第3条(保証会社における個人関連情報の第三者取得)

保証会社は、第三者から個人関連情報を個人データとして取得し、次のとおり取扱います。 1.電話接続状況履歴の取得

電話疾軟状が現底をの取得 保証会社は、サービス提供会社から電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴 で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。)の提供を受け、お客さまの個人データとして取 得し、保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

第4条(個人信用情報機関)

- 第4条(個人信用情報機関)

 1.個人信用情報機関の利用等(全国銀行個人信用情報センター、(株)シー・アイシー、(株)日本信用情報機構)

 1.個人信用情報機関の利用等(全国銀行個人信用情報センター、(株)シー・アイシー、(株)日本信用情報機構)

 1.個人信用情報機関の利用等(全国銀行個人信用情報センター、(株)シー・アイシー、(株)日本信用情報機関の2(同機関と提携する個人信用情報機関の2(同機関と提携する個人信用情報機関を2のまた。)に申込者の個人情報(当該各機関の加盟会員により登録される契約内容等のほか、当該各機関により独自に収集し、登録される不透情線、破産等の官報情報等を含みます。)と「のの場合は同社が収集したクレジ・外種歴及び過去の債務の返済状況および川での場合は日本資金業協会から登録を依頼された情報等を含みます。)が登録されている場合には、銀行が与信取引上の判断(銀行は返済能力法の調金を会から到案。及び資金業法施行規則第10条の33等により、返済能力に関する情報については返済または支払能力の調金の自のに認ります。また、申込時の与信判断のほか契約成立後の支払途上の与信判断を含みます。以下同じ。)のために利用することに同意とます。

 2.個人信用情報機関への登録等
 (1)銀行がこの神込みに関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、その利用した日及び本申込みの内容等が各々の同機関に後記5、登録情報及び登録期間)で定めた期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のため利用されることに同意とます。
 (2)契約者は、後記5、登録情報及び登録期間)の個人情報(の履歴を含みます)が銀行が加盟する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(与信制所のほかに与信後の管理を含みます。)のために利用されることに同意します。
 (3)契約者は後記5、登録情報及び登録期間)の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(与信判断のほかに上の管後の管理を含みます。)のために利用されることに同意します。

3.株式会社北海道銀行及び保証会社が加盟する個人信用情報機関

	全国銀行個人信用情報センター	株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法および賃金業法に基づく 指定信用情報機関)	株式会社日本信用情報機構 (資金業法に基づく指定信用情報機関)
株式会社北海道銀行	0		0
アコム株式会社		0	0

4.個人信用情報機関の名称等

(※各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各	機関のホームページに掲げ	載されています。)
1 - 00 to 1 40 to 10 to 10 to	THE RESERVE OF THE PARTY AS A PROPERTY OF	

(※各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームペーンに掲載されています。)				
加盟個人信用情報機関		電話番号等問合窓口	ホームページアドレス	
全国銀行	テ個人信用情報センター(KSC)	TEL03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	
情報機関	株式会社日本信用情報機構(JICC)	TEL0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/	
関 人信用	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	TEL0120-810-414 または0570-666-414	https://www.cic.co.jp/	
	サシー・アイ・シー(CIC)	TEL0120-810-414 または0570-666-414	https://www.cic.co.jp/	
情報機関 提携個人信用	全国銀行個人信用情報センター(KSC)	TEL03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	
関 信 用	株式会社日本信用情報機構(JICC)	TEL0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/	
	社日本信用情報機構(JICC)	TEL0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/	
情報機関	全国銀行個人信用情報センター(KSC)	TEL03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	
関 信 用	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	TEL0120-810-414 または0570-666-414	https://www.cic.co.jp/	

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電 話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入全額、借入日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況 (延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から 5年を超えない期間
個人信用情報機関を利用した日及び本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は 取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

②株式会社シー・アイ・シー

登録情報	登録期間	
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許 証等の記号番号等本人確認を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報	契約期間中及び契約終了後5年以内(ただし、債務の支払いを延滞した事実については、契約期間中及び契約終了後5年間)	
利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払 い状況に関する情報		
本契約に係る申込みに関する情報	個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	

③株式会社日本信用情報機構

登録情報	登錄期間
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運 転免許証等の記号番号等の本人確認を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等の契約 内容に関する情報及び入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、 延滞解消等の返済状況に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内
債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等の 取引事実に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る 情報については当該事実の発生日から1年以内)
本契約に係る申込みに関する情報	照会日から6ヵ月以内

第5条(個人情報の安全性確保)

- 第5条(個人情報の安全性確保)
 1.銀行は、お客さまからお預かりした個人情報を利用目的の違成に必要な範囲内において正確かつ最新の状態に保つように努めます。また、取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のため適切かつ合理的な処置を講じます。
 (1)監督当局等への報告。
 (2)漏洩等の事実関係及び再発防止業等の公表。
 (3)漏洩等の事実関係及び再発防止業等の公表。
 また、お客さまにおいても上記目的のために、ご融資申込時における申込書等は、正確にご記入していただくとともにご本人情報に変更が生じたときは選滞なく銀行にお届けくださいますようお願いいたします。
 2.お客さまからお預かりした個人情報の取扱いの全部または一部を外部業者へ委託する場合は、個人情報の十分な安全管理が図られるよう委託を選定、指導、監督いたします。
 3.保存期間が経過し不要となった個人情報の消去、廃業等は、適切な方法により必要かつ十分な安全管理措置を講じたうえで行います。

第6条(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・苦情等)

第7条(本「個人情報に関するお知らせと同意について」に対する不同意について)

Bイ米(今 | 四八百枚に関するお知りて己川島に ノいく」に対する小川島に ノいく) お客さまが本「個人情報に関するお知らせと同意について」の第1条から第5条及び第7条、第8条の事項の内容の 全部又は一部を承認できない場合、及び、当該ご融資の申込み又は契約において必要な記載事項の記載を希望し ない場合、当該ご融資の申込みで融資にかかる契約(現在契約中のものを含みます。)をお断りすることがあります。 ただに、「ダイレクトメール等」の発送についてご同意いただけない場合であっても、当該ご融資の申込み・ご融資にか かる契約をお断りすることはありません。

第8条(ご融資の契約が不成立の場合)

ご融資の契約が不成立であってもご融資の申込みをした事実は、第1条、第2条及び第3条第1項、第2項に基づき 当該契約の不成立の如何を問わず、一定期間1各個人信用情報機関においては、各個人信用情報機関が定める 一定期間)利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお「個人情報に関するお知らせと同意について」は、ご職資の契約成立、不成立にかかわらず、ご返却いたしません。

第9条(条項の変更)

本書の条項は、法律の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。又、第5条に定めた開示手数 料、回答方法は、その取扱結果等により判明した合理的事由により変更する場合があります。

ラピッドカード契約規定

付金とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社(以下、保証会社という。)を連帯保証人として、株式 会社北海道銀行(以下、銀行という。)に所定の申込書によりラビッドカード(以下、カードという。)の利用 の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。

第2条(取引方法)

1.この取引は、第7条および第9条に定める方法での入出金によるものとします。

2.カードは、銀行の現金自動預入支払機(以下、ATMという。)、現金自動支払機(以下、CDという。)を 使用して入出金を行う場合に利用するものとします。 第3条(カードの貸与、暗証番号)

1.銀行は、借主1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものと します。

2.借主は、銀行所定の方法により暗証番号を登録するものとします。

3.借主は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。 4.カード(カード上の表示事項を含む。)は、借主本人以外使用することはできません。また他人に譲渡、 質入れまたは貸与することはできません。

5.借主が、第3項または第4項に違反して、カード(カード上の表示事項を含む。)を他人に使用された場 合の指害は、借主の負担となります。

第4条(カードの紛失、盗難等)

1.借主がカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に連絡するものとします。 2.カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合に限り再発行します。

第5条(利用限度額)

1.借主は、利用限度額の範囲で繰返し借入ができます。 2.利用限度額は、800万円の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。 3.前2項に係わらず、銀行が債権保全上必要と認めたときは、利用限度額を滅額あるいは新たな貸付を 中止することがあります。また、弁済金の支払を遅滞した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。この場合借主へは、ATM、CDでのご利用可能金額表示にて、通知したものとします。

4.前項により利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は減額の範囲内で増額します。

第6条(利用有効期間)

1.借入ができる期間は、この契約成立の日から3年間とします。ただし、借主または銀行から期間満了日 トローバー とるが同じなことであります。 までになんらかの申出のないときは、更に3年間自動更新し、その後も同様とします。 2.期間満了日までに、借主または銀行から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は期間

満了日における残債務を本規定に従って、完済に至るまで支払うものとします。

第7条(借入方法)

1.借入方法は、銀行のATM、CDからの引出し、または借主の指定した借主名義の金融機関の口座へ の振込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。

2.ATM、CDからの引出しは1,000円単位とし、1回あたりの引出しは銀行が定めた金額の範囲内と します

第8条(借入利率等)

1.借入利率は、銀行所定の利率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。)を適用するものとし、借 主に書面で通知します。

2.借入利息の計算方法は次のとおりとします。

借入残高×借入利率÷365日×各回の利用日数 (注)付利単位は1円です。

第9条(返済方法)

1.返済方法は、銀行のATMからの入金、または振込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものと します。

2.ATMからの入金は1,000円単位とし、1回あたりの入金は銀行が定めた金額の範囲内とします。

第10条(各回の返済期日) 1.各回の返済期日は、次の第1号または第2号のとおりとします。いずれの場合も返済期日が銀行の休 日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。

(1)35日ごとの返済

初回返済期日-借入日の翌日から起算して35日以内

2回目以降の返済期日-一約定返済金の支払いをした日の翌日から起算して35日以内

(注)追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。

(2)每月指定日返済

借主の希望する一定期日の毎月返済

2.借主は、返済期日前の返済ができるものとします。ただし、毎月指定日返済の場合、次回返済期日前 14日以内に返済したときは、次回の返済期日は従前の返済期日の1ヵ月後の指定日となります

3.借主が借主の都合で次回の返済期日の延期を銀行に申し入れた場合、銀行が認めた場合に限り延 期できるものとします。

第11条(各回の返済金額)

各回の約定返済金額は、次のとおりとします。

各回の約定返済金額は、毎月返済時点のお借入残高に応じた金額とします。なお、各回の約定返済 金額は、一部、借主により異なる場合があります。

(借入利率:実質年率8.00%超の場合)

借入残高が10万円以下の場合は2千円

・借入残高が10万円超20万円以下の場合は4千円 以下、借入残高が10万円増すごとに2千円を追加

(借入利率:実質年率8.00%以下の場合) ・借入残高が10万円以下の場合は1千円

借入残高が10万円超20万円以下の場合は2千円。

以下、借入残高が10万円増すごとに1千円を追加

(注1)各回の約定返済金額は最少の返済金額であり、それを超える金額の返済も随時可能です。

(注2)上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。また、残元利金額合計を超えるときは 残元利全類とします。

(注3)追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を借入残高とします。

(注4)各回の約定返済金額未満を振込みにて返済された場合は、返済金の一部として受付します。ただ し、この場合には、次回返済期日は更新されません。

第12条(返済金の充当方法)

* (路 月並 シンニナル) 借主の返済全は、無利息残高・遅延損害金・利息・元金の順に充当します。 (注)無利息残高とは、ATM等での返済後の残高が千円未満になるときに、利息が付かない残高と てお取扱いする金額です。

第13条(遅延損害金) 1.借主が約定返済金額の支払を遅滞したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害 金年率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。)は借主に書面で通知します。

2.遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。 借入残高×遅延損害金年率÷365日×各回の返済期日後の経過日数

第14条(期限の利益喪失)

- 1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくても この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うもの
- (1)弁済金の支払を遅滞し、相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (2)保証会社から保証中止または解約の申出があったとき。
- (3)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押、仮差押、保全差押、仮処分、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき。
- (5)破産、民事再生、会社整理、特別清算または、会社更生手続開始の申立を受けたとき、またはこれ らの申立をしたとき。
- (6)住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明と なったとき。
- (7)死亡したとき。
- (8)本規定等の義務に違反し、その違反が本規定等の重大な違反となるとき。
- (9)その他借主の信用状態が著しく悪化したとき。

- 2.次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を
 - 失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。 (1)借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- (2)借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
- (3)借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき 3.前各項の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、またはこの契約を解約することが できます。この契約が解約された場合は、借主はこの契約による債務全額を返済し、カードを返却する ものとします

第15条(保証会社への保証債務履行請求)

1.第14条により、借主にこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することとなります。 2.保証会社が借主に代わってこの契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社に

この契約による債務金額を返済するものとします。

第16条(銀行からの相殺)

1.銀行は、この契約による債務のうち各返済期日が到来したもの、または第14条によって返済しなけれ ばならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。 2.前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日

までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第17条(借主からの相殺)

1.借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とをこの 契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

2.前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の 通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するもの とします。

3.第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の 日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第18条(債務の返済等にあてる順序)

1.銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀 がいた。 がでは情様保全上等の理由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その 指定に対して異議を述べないものとします。

2.借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務がある ときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債 務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定

に対して異議を述べないものとします。 3.借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債 権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮 してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

4.第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したも のとします。

第19条(届出事項の変更) 1.借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙ま たは銀行が適当と認める方法により届出るものとします

2.借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合、銀行からの通知または送付 書類等が延着し、または不送達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることに異議な いものとします。

第20条(解約)

借主が都合によりこの契約を解約する場合、借主は直ちに銀行にカードを返却するものとします。こ の場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするものとします。

第21条(本契約規定等の変更) 1.銀行は、民法の規定に従い本規約の変更をすることができます。

2.銀行は前項に基づき本規約を変更する場合は、変更内容および変更日を銀行ホームページへの掲 載その他の適切な方法によりお客さまに通知又は公表します。

第22条(報告および調査)

1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告 し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

2.借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告する ものとします

第23条(債権譲渡)

1.銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含む。)する ことができます

2.前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託 の受益者を含む。)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおりこの契約に定める 方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします

第24条(危険負担、免責条項)

1.借主が銀行に差入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛 失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。なお、 銀行からの請求があれば代りの契約書等を差入れるものとします。

2.ATM、CDによりカードを確認し、引出し操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引出の取引がなされたうえは、カードの偽造・変造、カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第25条(反社会的勢力の排除)

(以社会の努力が解除)
1.私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ず る者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しな

いことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってする など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関 係を有すること (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有す

ること 2.私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたし

ます。 (1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる 行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行 もしくは保証会社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為 3.私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する 行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取 引を継続することが不適切である場合には、私は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの 情務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。 4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に

損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第26条(合意管轄)

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在 地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

保 証 委 託 約 款

第1条(保証委託の内容)

- 1. 私の委託に基づいてアコム株式会社(以下、保証会社という。)が負担する保証債務は、私が北海道銀行(以下、銀行という。)との間のラピッドカード契約(以下、銀行との契約という。)に基づいて、銀行に対して負担する借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
- 2. 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約 の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新され るものとします。

第2条(代位弁済)

- 1. 私が銀行との契約に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして被保証債務の全部を 弁済されても異議を述べません。
- 2. 私は、保証会社が弁済によって取得した権利を行使する場合には、この 約款の各条項を適用されるほか、私が銀行との契約の各条項を適用されて も異議を述べません。

第3条 (求償の範囲)

保証会社が保証債務を履行したときは、私は保証会社に対して直ちに弁済 するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- (1) 保証会社の保証債務履行金額。
- (2) 保証会社が保証債務履行のために要した費用。
- (3) その他保証会社の私に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用およびこの取引から生じた一切の費用(訴訟費用を含みます)。
- (4)前1号の金額に対し保証会社が支払を行った日の翌日から、私が保証会社に弁済する日まで年365日(うるう年は366日)の日割計算による遅延損害金。ただし、損害金率は、年14.5%とします。

第4条(弁済の充当順位)

この取引による債務および保証会社との他の取引による債務がある場合に はその債務を含めて、弁済金が私の債務の全額を消滅させるに足りないとき は、保証会社が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当 に対して私は異議を述べません。

第5条 (求償権の事前行使)

- 1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は保証会社から通知、催告等がなくても保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
- (1)支払の停止、破産、競売、民事再生、会社整理、特別清算、もしくは 会社更生手続開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 私の銀行に対する預金その他の債権または保証会社に対する金銭債権 について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) 私が保証会社または銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (5) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、保証会 社に私の所在が不明となったとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 債務整理の事実が発生したとき。
- 2. 次の各号に該当する場合には、保証会社の請求によって前項と同様、私 はあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
- (1) 私が保証会社または銀行との取引約定に違反したとき。
- (2) 私が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- (3) 前各号のほか保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条(担保、保証人)

私は、保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた時は、保証会 社の請求があり次第直ちに保証会社の承認する担保を差し入れ、または保証 人をたてるものとします。

第7条(中止、解約)

私が、第5条の各項各号の一つに該当したとき、その他保証会社が債権の 保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証 を中止し、または解約することができるものとします。

第8条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関 与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社 の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社はこの保証を解約することができるものとし、解約の場合は、第7条(中止・解約)を準用するものとします。
- 4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。
- 5. 第3項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、または私が銀行もしくは保証会社からの通知を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、通知が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに解約されたものとします。

第9条(報告および調査)

- 1. 保証会社が保証債務を履行した後に、私の氏名、住所、居所、勤務先等の事項について変更があったときは、直ちに保証会社に対して書面によって通知し、その指示に従います。
- 2. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が私から最後に届出のあった氏名、 住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着 しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
- 3. 私は、保証会社から請求があったときには、私の財産、経営等について 直ちに保証会社に対して報告し、関連資料の提出等については、保証会社 の指示に従います。
- 4. 保証会社または保証会社の委託する者が私について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第10条(信用情報機関の登録)

私は、保証会社が本約款に基づく契約に関する私の個人情報(氏名、生年 月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入 金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社が加盟する信用情報 機関に提供し、各信用情報機関が、当該個人情報をそれぞれが定める一定期 間登録することに同意します。

(注) 詳しくは、「個人情報に関するお知らせと同意について」に記載しています。

第11条(住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の 附票等を取り寄せることを承諾します。

第12条 (公正証書の作成)

私は、保証会社が請求したときは、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第13条 (本約款の変更)

- 1. 保証会社は、民法の規定に従い本約款の変更をすることができます。
- 2. 保証会社は前項に基づき本約款を変更する場合は、変更内容および変更 日を銀行または保証会社ホームページへの掲載その他の適切な方法により お客さまに通知又は公表します。

第14条 (債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第15条(管轄裁判所の合意)

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。